

重要インフラ施設周辺森林整備事業について

令和6年7月16日
成田市経済部農政課

本市では、令和元年の台風において、風倒木が道路や電線等（以下「重要インフラ施設」という。）に倒れかかったことにより、交通障害や送電施設損傷による大規模な停電につながったことから、風倒木による被害を未然に防止するため、重要インフラ施設周辺の森林において、本市が事業主体となり、被害木等の伐倒・除去やその後の植栽を実施しております。

つきましては、下記の実施条件をご確認いただいた上で、事業の実施をご希望の場合は、令和6年12月27日（金）までに農政課へご連絡ください。

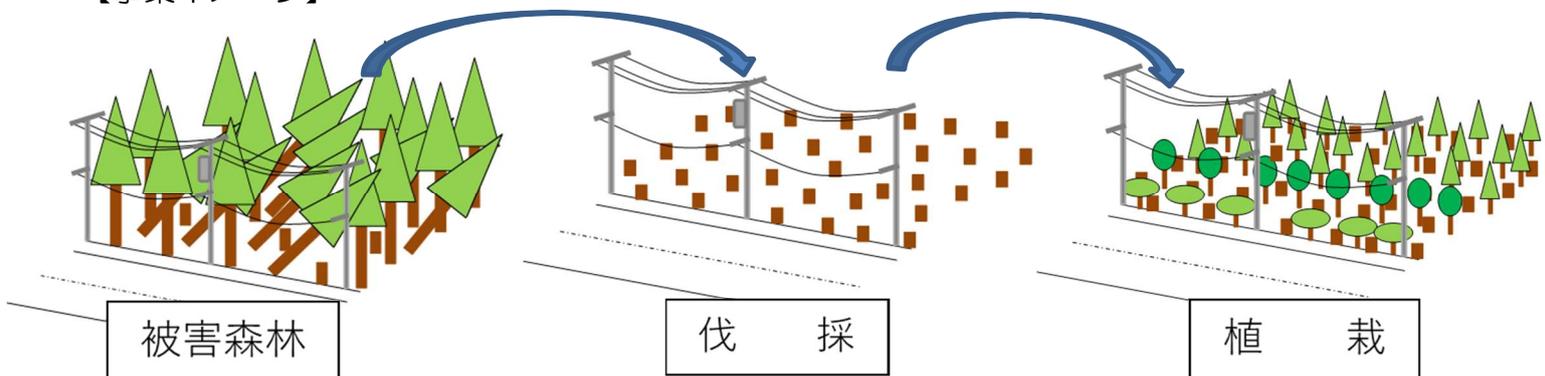
なお、事業実施にあたっては、風倒木の被害状況等を確認し、千葉県及び重要インフラ施設管理者と協議の上、予算の範囲内での対応となることから、ご要望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。

記

【実施条件】

- ・主にスギやヒノキ等の針葉樹からなる重要インフラ施設近接の地域森林計画対象民有林で、風倒木の被害等があり、面積が0.1ヘクタール以上であること。（竹林や雑木林は対象外）
 - ・事業実施箇所は、重要インフラ施設に被害を及ぼす懸念を有する範囲とする。
 - ・土地の境界が明確であり、隣接土地所有者から森林整備の同意を得ていること。
 - ・事業完了の翌年度から、約15年間は皆伐及び転用を行わず森林として管理すること。
- ※重要インフラ施設への被害防止のため、伐採後に中低木の樹種を植栽します。

【事業イメージ】



問合せ先 成田市役所経済部農政課

電話：0476-20-1541 FAX：0476-24-2185

E-mail：nosei@city.narita.chiba.jp